令和８年第２回我孫子市農業委員会総会会議録

１．日　時　場　所

令和８年２月９日（月）午後２時００分

我孫子市手賀沼親水広場水の館３階研修室

２．委員の現在数

１０名

３．出　席　委　員

１番	中　野　　　栄	２番	根　本　　　博
３番	三　須　清　一	４番	正　木　善　昭
５番	大　井　栄　一	６番	森　　　　　茂
７番	森　田　　　修	８番	川　村　泉　治
９番	大　炊　三枝子	１０番	染　谷　智　毅

４．出席事務局職員

局　　　長	大　井　一　郎
次　　　長	鈴　木　光　一
主　　　任	片　桐　圭　悟
主　　　査	柏　木　幸　昌

６．会議に付した議案等

審議事項

議案第１号　農地法第３条について

議案第２号　農地法第５条について

議案第３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）について

報告事項

報告第１号　農地法第４条（届出）について

報告第２号　農地法第５条（届出）について

報告第３号　農地法第３条の３（相続等による権利移動）について

報告第４号　農地法第５条の規定による許可申請の取下げについて

報告第５号　農用地利用集積計画の内容の変更について

報告第６号　生産緑地のあっせんについて

三須清一会長　改めまして皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中総会へのご出席ご苦労さまです。

　ただ今から令和8年第2回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

　本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

　はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

　会議規則第18条第2項の規定により、

　10番　染谷　智毅委員

　2番　　根本　博委員にお願いいたします。

　次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

　本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、議案書の目次をお開きください。

　本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

　議案第1号「農地法第3条について」1件、

　議案第2号「農地法第5条について」2件、

　議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件、

　議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）4件、

　議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（機構・受け手間係約）93件です。

　以上で議案についての説明を終わります。

　ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長　以上で、議案についての説明は終わりました。

　これより議事に入ります。

　議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

　それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の１ページをお開きください。

　議案第１号、農地法第３条について、次のとおり許可申請があったので、審議を求める。

　提出日　令和８年２月９日　我孫子市農業委員会会長三須清一

　それでは、議案の説明をいたします。

　議案資料も１ページからとなります。

　議案第１号の申請地は、〇〇〇地先の畑１筆、面積は674平方メートルの賃貸借権を設定するものです。

　所在地は、〇〇〇〇〇〇の北東側約200メートルに位置しています。

　位置図は、議案資料の３ページをご覧ください。

　受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇の方です。

　会社事務所から近く、耕作に便利な申請地の賃貸借権を設定するものです。

　事務局からは以上です。

三須清一会長　続いて、大井第２調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長　議案第１号について、調査結果を報告します。

　第２調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

　受人の経営耕地はありません。

　農業従事日数は営農計画書では、本人が年間300日、友人も300日です。

　トラクターを取得予定です。

　常時従事要件を満たしていることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、第２調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

　以上です。

三須清一会長　これより、議案第１号「農地法第３条について」質疑に入ります。

　ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第１号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第２号「農地法第５条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の２ページをお開きください。

議案第２号、農地法第５条について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

提出日　令和８年２月９日　我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は 13 ページからとなります。

議案第２号、整理番号１番「農地法第５条の規定による許可申請について」説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑１筆、面積は 809 平方メートルの所有権を移転するもので、転用事由は太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の南東側約 450 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 17 ページをご覧ください。

受人は株式会社 ES-MIRAI で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板 136 枚、パワーコンディショナー10 台を設置し、49.5 キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いませ

ん。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、必要に応じ小堤やU字溝等により雨水、土砂が流出しないよう対策します。

また、令和7年12月19日に周知標識を設置しましたが、現在のところ意見や要望等はありません。

今後意見や問い合わせ等があった場合にも、真摯に対応します。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は20年固定で1キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長　続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長　議案第2号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

第2調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長　これより、議案第2号、整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

　ご意見がある委員は挙手をお願いします。

　ございませんか。

　意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

　それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

　挙手全員と認め、議案第2号、整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

　引き続き、議案第2号、整理番号2番「農地法第5条について」審議したいと思います。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、議案の説明をいたします。

　議案資料は41ページからとなります。

　申請地は、○○○○字○○地先の田2筆、合計面積は2,978平方メートルです。

　所在地は、○○○○○○○○○○○の南西側約650メートルに位置しています。

　位置図は、議案資料の42ページをご覧ください。

　受人は有限会社倉田建材で、渡人は株式会社オーチャード奥洞爺です。

　申請理由は、一時転用に伴う使用貸借で農地改良です。

　都市計画道路高から30センチメートル高く盛土し畑地とするもので、令和7年12月23日に農地改良に係る事前相談申請書を受付けています。

　埋立区域は隣接地沿いに延長190メートル、高さ30センチメートル、幅90センチメートルの小堤を築堤します。

　また、30度未満の法面を施工します。

雨水は小堤内で自然浸透します。

事業費は○円で、自己資金を用いて、有限会社倉田建材が負担するとのことです。

他法令については、宅地造成及び特定盛土等規制法と、我孫子市埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく申請手続き中です。

隣接農地所有者には、被害防止対策等について説明したところ、特に意見はありませんでした。

事務局からは以上です。

三須清一会長　続いて、大井第２調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長　議案第２号、整理番号２番について、調査結果を報告します。

第２調査会で受人・渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地となります。

農地の効率的な利用を目的に優良な畑にする一時転用であり、また資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題もないことから、第２調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長　これより、議案第２号、整理番号２番の「農地法第５条について」質疑に入ります。

ご意見ある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第２号、整理番号２番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の３ページをお開きください。

議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」次のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったので、審議を求める。

提出日　令和８年２月９日　我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は 73 ページからとなります。

議案第３号について、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が、当該農地等につき、その死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うものです。

このことから現地の現状を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長　続いて大井第２調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長　議案第３号について、調査結果を報告します。

申請人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の地目畑１筆、面積は 1,920 平方メートルを相続により継承するもので、そのうち 410 平方メートルを証明するものです。

被相続人、相続人はともに〇〇の方です。

相続人の農業従事日数は、現在のところありません。

トラクターを継承します。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長　これより、議案第 3 号について質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第 3 号については原案どおり証明することにいたします。

次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の 4 ページをお開きください。

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり促進計画案について審議を求める。

提出日　令和 8 年 2 月 9 日　我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は79ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、4件です。

整理番号1番、賃貸借権を新規設定する農地は、○○○地先の地目田1筆、面積は896平方メートルです。

受人は○○の農業者で、渡人も○○の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米○キログラムです。

整理番号2番、使用貸借権を再設定する農地は、○○字○○○地先の地目田1筆、面積は2,685平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は我孫子市土地開発公社です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号3番、賃貸借権を新規設定する農地は、○○○地先の地目田1筆、面積3,130平方メートルです。

受人は○○の農業者で、渡人は○○○○の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米○キログラムです。

整理番号4番、賃貸借権を再設定する農地は、○○字○○○地先の地目畑2筆、合計面積は1,285平方メートルです。

受人は帝人ソレイユ株式会社で、渡人は○○の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で○円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長　続いて、大井第2調査会長から議案第4号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長　議案第4号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約4.80ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日で、妻が50日、子も50日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約45.44ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間220日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号3番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約10.95ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、父も200日、母が100日、姉2人も100日ずつです。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経理番号4番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約1.99ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ26人の年間平均日数は約183日です。

トラクター、乾燥機、管理機等を揃えて言います。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長　これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について審議します。

なお、議案第５号については、〇委員が関係者となっております。

〇委員は、農業委員会会議規則第 14 条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の６ページをお開きください。

議案第５号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」つぎのとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和８年２月９日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は 84 ページになります。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）は、再設定が 93 件で、賃貸借権が 92 件、使用貸借権が１件で、受人の変更により再設定するものです。

整理番号１番から 93 番の渡人は、公益社団法人千葉県園芸協会で、受人すべて株式会社中野ファームで同一のため、説明を一部省かせていただきます。

北新田地区は、整理番号１番から３番の３件、12 筆、27,654 平方メートルです。

古利根沼西地区は、整理番号４番から 11 番の８件、25 筆、50,469 平方メートルです。

古利根沼東地区は、整理番号 12 番から 33 番の 22 件、41 筆、93,308 平方メートルです。

布佐南地区は、整理番号 34 番から 36 番の３件、10 筆、22,097 平方メートルです。

湖北地区は、整理番号 37 番から 86 番の 50 件、138 筆、251,534,.58 平方メートルです。

区域外は、整理番号 87 番から 93 番の７件、14 筆、13,224 平方メートルです。

地目はすべて田で借受期間は認可の公告日から前契約の終期まで、借賃も前契約を踏襲します。

事務局からは以上です。

三須清一会長　続いて、大井第２調査会長から議案第５号の調査結果についての報告

をお願いします。

大井栄一調査会長　議案第5号について、調査結果を報告します。

整理番号1番から整理番号93番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約57.79ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日で、父も280日、母が300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長　これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」質疑に入ります。

なお、〇委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

（〇委員退出）

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

　挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。
　〇委員を入室させてください。

（〇委員入室）

三須清一会長　続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

事務局　それでは報告いたします。
　報告は第１号から６号までの６件です。
　報告第１号は「農地法第４条の規定による届出に対する専決処分について」で、１件受理しました。
　届出事由は、駐車場です。
　報告第２号は「農地法第５条の規定による届出に対する専決処分について」で、１件受理しました。
　届出事由は、敷地の拡張です。
　報告第３号は「農地法第３条の３の規定による届出書について」で、１件受理しました。
　届出事由は、相続です。
　報告第４号は「農地法第５条の規定による許可申請の取下げについて」で、１件受理しました。
　取下げ理由は、事業計画時期の見直しです。
　報告第５号は「農用地利用集積計画の変更について」で、１件通知がありました。
　通知事由は、賃料の変更です。
　報告第６号は「生産緑地のあっせんについて」で、３件受理しました。
　生産緑地の指定後 30 年が経過し、特定生産緑地を希望しなかった農地の買取りの申出になります。
　整理番号１番の申出地は、〇〇字〇〇〇の２筆、合計面積は 594 平方メートルで、

所有者は〇〇の〇さんの生産緑地について市へ買取の申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

　申出地の概要は、資料、報告第６号１番のとおりで、買取の希望価格は全面積で〇円です。

　案内図は資料の裏面になります。

　整理番号２番の申出地は、〇〇字〇〇〇の１筆、面積は413平方メートルで、所有者は〇〇の〇さんの生産緑地について市へ買取の申し出があり、我孫子市長より、市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

　申出地の概要は、資料、報告第６号２番のとおりで、買取の希望価格は全面積で〇円です。

　案内図は、資料の裏面になります。

　整理番号３番の申出地は、〇〇字〇〇〇の１筆、面積は403平方メートルで、所有者は〇〇〇〇〇〇の〇さんの生産緑地について市へ買取の申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

　申出地の概要は、資料、報告第６号３番のとおりで、買取の希望価格は全面積で〇円です。

　案内図は、資料の裏面になります。

　買取価格については買取希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することとなります。

　お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取を希望する農業者がいましたら２月27日の金曜日までに事務局までご連絡ください。

　よろしくお願いいたします。

　以上です。

三須清一会長　報告第１号から６号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和８年第２回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。